

意見書

西企営第106号
平成21年11月26日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号 ばんごう
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいは 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

別紙

	当社意見
FTTHサービスの屋内配線の指定設備化について 指定告示 第一条	<p>○ 以下の観点から、屋内配線にはボトルネック性がないため、戸建て・マンション向けを問わず、屋内配線を第一種指定電気通信設備に位置付けて、規制を強化することは不適切であることから、当社の戸建て向けFTTHサービスの屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象に追加する指定告示改正を行う必要はないと考えます。</p> <p>① 屋内配線は、お客様のご了承を頂くことにより、お客様の宅内に誰もが自由に設置できる設備であり、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>② 現に当社のダークファイバ等と接続する事業者は、多くの場合、自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に屋内配線を自ら設置されており、更に、電力系事業者やCATV事業者も相当数のお客様に対し、屋内配線を設置し提供されている等、各事業者が自らの判断に基づき屋内配線を自由に設置していること。</p> <p>③ 屋内配線の維持運用にあたっては、基本的にお客様のご意向に従って対応する必要があり、撤去や移設等の要請があれば、それに応じる必要があること。</p>
ドライカップのサブアンバンドルについて 接続料規則 第四条 表中一 第十七条 第十七条の二	<p>○ 以下の観点から、FTTRサービスで用いるドライカップについては、現に設定されている端末回線伝送機能の接続料を適用すべきであり、新たな接続料を設定するよう求める接続料規則の改正を行う必要はないと考えます。</p> <p>① FTTRで用いるドライカップの下部区間(き線点～お客様宅)を効率的に保守・運用するためには、それに対応する上部区間(局舎～き線点)を常時維持・管理しておく必要があること、また、下部区間の接続料には上部区間に係るコストは含まれていないことから、FTTR事業者には、下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストに限らず、上部区間の全てのコストを負担して頂く必要があること。</p> <p>② 仮に、上部区間を使用しているにもかかわらず、下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストのみを負担するとした場合、本来FTTR事業者が負担すべき当該コスト以外の上部区間のコストを、他のドライカップ接続料等で負担することとなり、適正なコスト負担に反すると共に、FTTRと他のドライカップとの間で、同じ設備を用いながら接続料に格差がつくこととなり、競争中立性を欠くことになること。</p> <p>③ また、FTTRについて、実際にかかったコストを下回る接続料金を政策的に設定することは、他のブロードバンドサービスとの競争中立性を欠くことになるほか、自ら設備を構築しブロードバンドサービスを展開している事業者の投資意欲を削ぐことで、我が国におけるブロードバンドサービスの発展・普及に支障を及ぼしかねないこと。</p> <p>○ 仮に、今回の接続料規則の改正により新たな接続料を設定したとしても、今後、他事業者の実需がなくなった場合には、速やかに接続料規則を改正し、当該接続料を接続料の設定対象から除外して頂く必要があると考えます。</p>

	当社意見
<p>WDM(波長分割多重)装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドルについて</p> <p>接続料規則 第四条 表中六 情報開示告示 第一条 三項イ</p>	<p>【WDM装置の貸出しルールについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WDM装置については、誰でも容易に調達可能であり、現に多くの事業者が、当社のダークファイバと組み合わせて、自ら設置している等、当社のWDM装置にボトルネック性はないため、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えていること、また、接続事業者が当社のWDM装置を利用する場合、当社はインターフェースパッケージを新たに設置する必要があり、既存設備の貸出しを前提とした現行の接続ルールの範囲を超えることになるため、新たにWDM装置の貸出しルールを整備する必要はないことから、特別光信号中継伝送機能の接続料を設定するよう求める接続料規則の改正、及びWDM装置の設置有無を開示するよう求める情報開示告示の改正を行う必要はないと考えます。 ○ 仮に、当社が設置するWDM装置を第一種指定電気通信設備の対象とし、接続料規則及び情報開示告示を改正して貸出しルールを整備する場合であっても、中継ダークファイバに空きがある区間においては、接続事業者がWDM装置を自ら設置できることを踏まえ、コロケーションリソースが枯渇しているビルに設置されたDSLAM装置と同様、指定告示を改正し、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に指定対象を限定することで、当該装置の貸出し対象を限定する必要があると考えます。 <p>【WDM装置の接続料算定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 答申に記載のとおり、適正なコスト負担の観点から、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することとし、未利用波長についても接続事業者が応分の負担をするよう、1波長あたりの接続料は、WDM装置(接続事業者が占有するインターフェースパッケージ部分を除く)や利用する光ファイバに係るコストをそれぞれ利用波長数で按分して算定することが適当であると考えます。 ○ その際、WDM装置のインターフェースパッケージ部分については、接続事業者の要望に応じて当社が新たに設置し、当該事業者が占有するものであるため、その投資リスクを適正に負って頂く観点から、その費用については当該事業者へ個別負担して頂く必要があると考えます。 <p>【WDM装置の情報開示について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 詳細な事前情報開示を行うためにはシステム化等に係る相応のコスト及び準備期間を要すること、また、既設WDM装置の利用に関心を示された事業者が現在に至るまで2社のみである等、既設WDM装置に係る接続事業者の利用ニーズが明らかになっていないことを踏まえ、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に係る情報については、費用対効果の観点から、具体的な事業者要望を踏まえた個別調査に基づき開示することが適当であると考えます。

	当社意見
中継ダークファイバに係る経路情報の開示 施行規則 第二十三条の四 2項のイの(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、現にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認要望について、要望事業者に調査に係る実費をご負担頂くことを前提として、具体的な調査要望(数千区間に亘る中継ダークファイバが同一ケーブルに收容されているか否かの調査、及び別のケーブルに收容されているものの同一の管路・とう道を経由しているか否かの調査等)にお応えし、これまでに2件の実績があったところですが、今後もこれまでと同様に対応していく考えです。 ○ また、当社は支障移転工事を実施する際には、接続事業者に対し、支障移転対象回線を特定して、事前に支障移転工事を実施する旨、通知しているため、接続事業者は、当該通知情報と過去に異経路構成を確認した回線の情報を自ら照合することによって、支障移転の対象となる回線が過去に異経路構成を確認した回線であるか否かを確認することが可能です。 ○ 以上を踏まえ、異経路構成の確認調査や、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うことについて、改めて接続約款に定めるよう求める電気通信事業法施行規則の改正を行う必要はないと考えます。